

# 告 示

埼玉県告示第五百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一） 早朝・深夜における空調機の室外機、車のエンジン音等の騒音に対して、近隣住民への配慮を徹底するよう努めていただきたい。

（二） 建物周辺の夜間照明に対して、近隣住民への配慮を徹底するよう努めていただきたい。

（三） 指針に基づく配慮事項の遵守をお願いしたい。

## 二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十六日から平成二十四年十二月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター